

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	佐賀県食品衛生条例		法令の番号	昭和34年条例第9号			
不利益処分の種類	改善命令、営業禁停止、営業許可（登録）取消		根拠条項	第7条			
処分基準	<p>佐賀県食品衛生条例第2条の規定による許可を受けた者又は同条例第3条の規定による登録を受けた者が、同条例第4条第1項の規定による基準に違反した場合、又は食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則第14条の規定に違反した場合においては、下記「行政処分基準表」に基づき、行政処分を行う。</p> <p>なお、営業の禁・停止期間等を決定する場合は、事件の内容、発生原因等を勘案し、その処分の軽重を定めるものとする。</p> <p>ただし、違反の常習性、被害拡大防止の協力等の情状からみて、この基準によることが適当でない場合には、基準を超えて加重軽減を行うものとする。</p> <p>また、食中毒その他飲食に起因する衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、聴聞又は弁明の機会の付与の手續を省略することができる。</p>						
	記						
	適対象者	① 反の結果、人体に危害を与えなかった場合	②違反の結果、人体に危害を与えた場合	③悪質事犯の場合			
	佐賀県食品衛生条例第2条の許可を受けた者	改善命令+営業停止（4日以内）	改善命令+営業停止（5日以上）	次の各号に該当する悪質事犯は、営業の禁止又は許可（登録）の取消し並びに告発を行う。 （1）10日以上営業停止を受けたのち、さらに同種の違反を反復したとき。 （2）事件が悪質で、その営業を継続させることが不適と認められたとき。			
佐賀県食品衛生条例第3条の登録を受けた者	改善命令+営業停止（2日以内）	改善命令+営業停止（3日以上）					
対応区分	①聴聞の実施（取り消し） ②弁明の機会の付与（禁止・停止等）	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次NO	